

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

# 確定拠出年金講座

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運用の方法の除外」です。

## 第 28 講 「運用の方法の除外」

(確定拠出年金法第 26 条 ほか)

「運用の方法の除外」とは、提示していた運用商品をラインナップから外すことをいいます。運用の方法の提示数には上限（確定拠出年金法施行令第 15 条の 2 により「35」）が設けられているため、既に提示数が上限に達している場合において、新たに運用商品をラインナップに加えるときは、他の運用商品をラインナップから外す必要があります。運用の方法の除外に関する規定としては、確定拠出年金法第 26 条（運用の方法の除外に係る同意）、確定拠出年金法施行規則第 20 条の 2（運用の方法の除外）、第 20 条の 3（運用の方法の除外に係る公告）があります。これらは企業型年金に関する規定ですが、確定拠出年金法第 73 条により、個人型年金にも準用されることになっています。まず、確定拠出年金法第 26 条をみてみましょう。

確定拠出年金法第 26 条（運用の方法の除外に係る同意）

第 1 項 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、(略)当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等（以下この条において「除外運用方法指図者」という。）(所在が明らかでない者を除く。)の三分の二以上の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

第 2 項 企業型運用関連運営管理機関等は、(略)除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から三週間以上で企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。

第 3 項 企業型運用関連運営管理機関等は、(略)運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければならない。

第 4 項 企業型運用関連運営管理機関等は、除外運用方法指図者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、同項の通知に代えて、当該運用の方法が除外された旨を公告しなければならない。

第 1 項は、運用の方法を除外するために必要な同意要件に関する規定です。運用関連運営管理機関等は、運用方法を除外しようとする場合、規約の定めにより除外しようとする運用の方法を選択して当該運用の方法の運用の指図を行っている加入者及び運用指図者（以下「除外運用方法指図者」）の 3 分の 2 以上の同意を得なければなりません。ただし、所在が明らかでない者は同意を得るべき対象から除外され、別途第 4 項による規定が設けられています。なお、同意要件には経過措置が設けられており、2018 年 5 月 1 日前に納付された掛金に係る運用の方法の除外については、

全ての除外運用方法指図者の同意が必要です（確定拠出年金法附則（平 28）5 条）

また、除外運用方法指図者の同意を得るのは運用関連業務（運用の方法の選定、提示、情報提供）を行う者であり、一般的には運用関連運営管理機関となりますが、確定拠出年金では事業主が運用関連業務を行うことも想定されているため、条文では運用関連運営管理機関等となっています（「運営管理機関等」と定められている箇所は、運用に関する規定（第 2 章第 4 節）では随所に見られます）。このように、確定拠出年金法上は、運用の方法の除外には必ずしも労使の合意を必要としていませんが、法令解釈第 6. 1 では、労使で十分に協議、検討した結果をふまえて運用方法を除外する必要があるとされています。また、運用方法を除外する際は、①どの運用の方法を除外するか、②除外の方法（既に保有している運用の方法について、売却を伴う除外とするか、売却を伴わない除外とするか）を決定することとされています。この点、除外する運用の方法を決定する際には、法令解釈第 6. 2 により、信託報酬等の手数料の水準、運用成績、除外後の運用の方法の全体の構成、除外しようとする運用の方法に対し運用の指図をしている者の数などを考慮することとされています。

なお、第 1 項のただし書き及び確定拠出年金法施行規則第 20 条の 2 により、①運用の方法の契約の相手方が欠けた場合、②運用の方法の契約の相手方について破産手続開始の決定が行われた場合、③投資法人が登録の抹消を受けた場合④投資信託の受益証券が繰上償還される場合、⑤信託商品が信託約款に基づいて終了して償還される場合は、同意要件を満たしていない場合でも除外することができます。

第 2 項は、同意の取得に関する規定で、同意を取得するための通知を発した日から 3 週間以上の規約で定める期間を経過しても、同意又は不同意の意思表示がないときには、同意があったものとみなすことができます。同意を得るにあたり通知が必要なことについては自明であることから条文には記載がありませんが、法令解釈第 6. 1 には通知をした上で同意を得ること、法令解釈第 6. 2 には運用の方法の除外に際して考慮したことをふまえて除外することとなった理由を説明することが記載されています。

第 3 項は、除外決定後の通知に関する規定です。運営管理機関等は、運用の方法を除外したときは、その旨を除外運用方法指図者に通知しなければなりません。この際、所在が明らかでない者がいるときには、第 4 項により運用の方法が除外された旨を公告しなければなりません。公告の方法は、確定拠出年金法施行規則第 20 条の 3 に定められており、官報への掲載、インターネットの利用などによることとされています。また、法令解釈第 6. 1 により、通知をする際は、併せて他の運用方法に運用指図を変更することを促すこととされています。除外が行われる時までに運用指図の変更が行われなかった場合であって指定運用方法が提示されているときは、規約の定めに基づいて指定運用方法による運用が行われます（第 9 講参照）。

運用の方法の除外では、同意要件のほかに、所在が明らかでない者や同意又は不同意の意思表示をしない者がいる場合でも除外できるように規定が整備されている点も確認し、運用方法の提示数の上限との関係を理解するとよいでしょう。

今回は、「資産管理契約」です。

※記載内容は 2025 年 4 月 1 日現在の法令に基づくものです。